

消防法大改正



新宿区歌舞伎町ビル火災は、延べ面積500㎡程度の小規模な複合ビルで発生したにもかかわらず44名の尊い命を奪い、33名の死者を出したホテルニュージャパン火災を超える大惨事となりました。

この火災を踏まえて実施された小規模複合ビルの緊急立入り検査の結果、9割を超える建物に、防火管理違反等の消防法令違反があったことが明らかになり、消防法大改正につながりました。



ヒューマン防災環境を創造する

設置義務対象の拡大

《 16項 (イ) 》



※特定用途部分の面積が延べ面積の10%未満の場合は16項(イ)に該当しないため従前の基準を適用する。

《 特定1階段等防火対象物 》

特定用途部分が避難階以外の階（1階及び2階を除く。避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分）で、避難階段又は地上に直通する階段が1個所の防火対象物は面積に関係無く自火報設置（屋外階段がある場合を除く）

※ 一定の条件を満たした場合のみ32条特例申請により設置免除される場合がある。

1) 特定1階段等防火対象物として自火報の設置義務が生じる場合の例



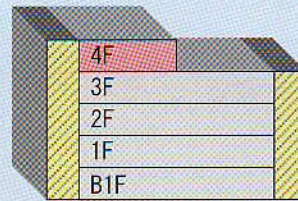
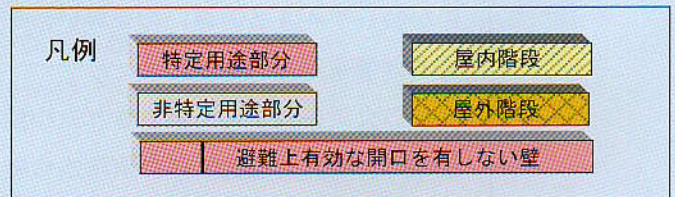
3階に特定用途部分がある
1階段の特定防火対象物



B1階に特定用途部分がある
1階段の特定防火対象物



B1階に特定用途部分がある
2階段の特定防火対象物
→屋外階段がある場合であっても
特定用途部分が1階段となるた
め設置必要



4階に特定用途部分がある
2階段の特定防火対象物
→2個所階段がある場合であって
も特定用途部分が1階段となる
ため設置必要



4階に特定用途部分がある
2階段の特定防火対象物
→2個所階段がある場合であって
も特定用途部分が避難上有効な
開口部を有しない壁で区画され
た場合設置必要

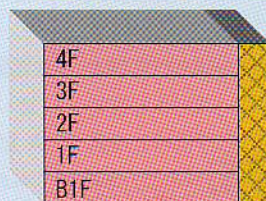
2) 特定1階段等防火対象物として自火報の設置義務が生じない場合の例（設置については従前の基準）



1階、2階に特定用途部分
がある1階段の特定防火対象物
→特定用途部分が1階、2階にある
場合、1階段であっても設置不要



特定用途部分の無い1階段の
防火対象物
→15項又は16項に該当するため
設置不要（設置基準は従来通り）



各階特定用途部分がある1階段
（屋外階段）の特定防火対象物
→1階段であっても屋外階段の場合は
設置不要



各階に特定用途部分がある
2階段の特定防火対象物
→全ての特定用途部分が2階と
なるため設置不要